越前市令和5年度住民税非課税世帯に対する 支援給付金(こども加算)のご案内

- この案内は、越前市令和5年度住民税非課税世帯に対する支援給付金(追加給付)(対象1世帯あたり7万円)の給付を受けた世帯のうち、こども加算の要件(詳細は裏面)を満たす世帯にお送りしています。
- 給付金を受給するためには、確認書の返送による
 手続きが必要です。
- ※本給付金における「世帯」とは、<u>令和5年12月1日時点の住民票上の世帯</u>を言います。

給付額

対象児童一人あたり **5**万円

申請期限

令和6年8月31日(土) 【 必着 】

※申請期限を超過した場合は受理できません。

給付時期

市が申請を受理した日から2~3週間後が目安です。

※申請の混雑状況によって、給付時期は前後する場合があります。 給付日前に通知ハガキが届きますので、支給総額等はそちらでご確認ください。

★★★ 詳細は裏面をご覧ください★★★





越前市ホームページ

ホームページでは多言語でご覧いただけます。 The homepage is available in multiple languages. A página inicial está disponível em vários idiomas. 主页有多种语言版本。

Trang chủ có sẵn bằng nhiều ngôn ngữ.

お問い合わせ



越前市役所 市民福祉部 社会福祉課 電話 0778-43-5354

受付時間 8:30~17:15(土日・祝日を除く)

※税情報・個人情報を含むご相談はお受けできません。

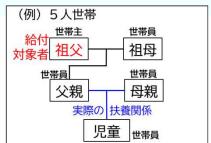
こども加算の要件

- (1) 越前市令和5年度住民税非課税世帯に対する支援給付金(追加給付)(対象1世帯あたり7万円)の給付を受けていること。
 - …本案内は上記給付金の支給を受けた世帯にお送りしています。
- (2) 基準日(令和5年12月1日)時点で、世帯内で扶養している(同一生計である)対象児童がいること。
 - …確認書には「①対象児童」を記載していますので、同一生計であることを確認してください。

①対象児童	②例外的に対象となる児童
・18歳以下(平成17年4月2日 生まれ以降)の児童	・基準日の翌日以降に出生した児童 ・別世帯だが扶養している児童 (別居監護等)

- ※「②例外的に対象となる児童」については、申請書(様式第2号の2。市ホームページからダウンロード又は窓口配布)にて別途のお手続きが必要となります。
- (3) 他の自治体から同様の事業の給付金を受けていないこと。
- ※上記の給付要件を一つでも満たさない世帯は、給付対象外です。 その場合は確認書の提出をしないでください。

本給付金は、世帯主に給付します。 そのため、対象児童の実際の扶養者と 給付対象者が異なる場合があります。



申請手続きの方法

【様式第1号の2】

- 同封の「越前市令和5年度住民税非課税世帯に対する支援給付金(こども加算)支給要件確認書」の記載内容を確認してください。
- 記入例をもとに「確認書」に必要事項を記入※してください。 ※世帯主(送付宛名の方)が確認・記入をしてください。
 - ※必要に応じて、本人確認書類・口座確認書類の写しをご提出ください。
- 同封の返信用封筒に入れて、市に<u>返送してください</u>。 (申請期限までに返送がない場合、本給付金は受給できなくなります。)
 - ※確認書の記入漏れ、必要書類の添付忘れがないようご注意ください。

【申請の際の注意事項】

- ・市の確認調査の結果、給付の要件を満たさないと判断した場合は、不支給となる場合があります。
- ・意図的に虚偽の内容確認をして給付を受けることは、不正受給となり詐欺罪に問われる場合があります。
- ・給付金の支給後に、給付の要件に該当しないことが判明した場合は、給付金を返還する必要があります。
- ・給付金の受給後に、所得の修正申告等を行った結果、令和5年度住民税が非課税から課税になった場合は、 給付金を返還する必要があります。